

俊仍の戒律思想

——自誓と三聚通受の観点から——

蓑 輪 頭 量

はじめに

俊仍の著書名は、彼の没後十七年目の寛元二年（一二四四）に信瑞が記した『不可棄法師伝』に記載されるが、わずかに『仏法宗旨論』二卷、『念仏三昧方法』一卷、『座禅事儀』一卷、『三千儀備檢』一卷にしか過ぎず、しかも『三千儀備檢』一卷の写本が伝わるのみである。¹⁾ところが、徳田明本氏は唐招提寺に写本の伝わる『南山宗旨要抄』をも彼の親撰として掲げる。本書は十九個の問答から構成され、特に第十七及び第十九の問答が戒律に関するものとして注目されるが、本書は『不可棄法師伝』には名前が出ない点から、その親撰かどうかの検討が必要である。本書の真偽問題を入宋中の問答の記録と併せながら、まず「通受」の観点から検討し、ついで円琳の『菩薩戒義疏鈔』に引用される俊仍の意見から、彼の戒観を探ってみよう。

一 三聚淨戒と三聚羯磨

俊仍が入宋中に律宗に関する問い五十三を提示したことが契機となつて、宋代の律宗の中に論争が齎された。守一と妙連（守一は『終南家業』を俊仍の死後三年目の紹定三年（一二三〇）に述作し不増受の立場を取る、妙連は増受の立場を取る）の論争である。俊仍の問い自体は『律宗問答』に収載される。それに対する解答は、臨安府不空教院了然律師、極楽院智瑞法師、妙音律師より寄せられ、また俊仍の帰国後、守一が答釈を作り、日本にこれを送付した。『律宗問答』に載せられる俊仍の質問の中に、既に「三聚羯磨」の語が出る。

初大小混濫難。難曰、登壇白四是小乗教、三聚羯磨是大乗法、大小教門、豈可混濫。若言発大心故、即小而得大者、其何局在四分宗耶。²⁾

白四は小乗教、三聚羯磨は大乗の法と位置づけるが、この文

章は、主一の『終南家業』にもほぼ同文として紹介されているので、俊苒が既に「三聚羯磨」という用語を知っていたことは間違いない。この語は『南山宗旨要抄』の第十七問答の三聚淨戒の理解とも密接に関連する。さて『南山宗旨要抄』の主張の特徴は、道宣の南山律宗の基本的理解である「今家釈業疏二下如殺一戒、具兼三位等云、一々戒戒皆有三聚也。」であり、戒の各々にそれぞれ三位、即ち三聚の意味があるとする見解である。ここでは、三聚淨戒中の律儀戒と『瑜伽論』で述べられる菩薩戒との整合性が問題にされる。具体的には律藏に述べられる「燒身」「捉宝」の戒は「律儀戒」であるけれども、論では「摂善」になるという不都合を如何に解釈するのかという問題が提起される。「諸師の釈義は不同なり」としながらも、結論的には南山の解釈では「一々の戒に三聚有り」と云うが故に、燒身、畜宝等に至りては止惡の辺を律儀戒と為し、大小律儀の不同に依りて之を出す也」として三位の一辺を述べたと整合性を持たせる解釈が施こされ、結論的には「燒身等の戒、三聚の義有るべきなり」とされる。

次に第十九の比丘の懺悔の相違の問答を検討してみよう。

占察經中、依三聚淨戒成比丘等七衆見。爾者、今此菩薩比丘修懺悔時、為用六聚懺法、將又用菩薩懺悔耶。⁽⁷⁾

この質問は、覺盛と叡尊の間に存在した三聚通受比丘の犯罪の相違を窺わせる文面である。答えの文章も、律儀の一戒だ

けは声聞と同じであるから懺悔も律藏の規定に従うとし、「但し受隨相違の難に至らば、菩薩は三聚惣受、其の中の律儀は声聞と同じきが故に相違に非ざる也」とされる。この文中の言葉である「三聚惣受」は「占察經」の記述を忠実に承けたものと想像される。しかも未だ「三聚通受」と言われていない。また「重難云」として、

重難云、大小律儀、行相大異也。律藏中依檀上十師以白四法得體、以篇聚輕重判其罪。菩薩藏中以三聚淨戒羯磨、依一師受之。雖有輕重共名應當學突吉羅懺悔。⁽⁸⁾

ここには三聚淨戒羯磨という言葉が見える。先には『占察經』の三聚淨戒によって比丘などの七衆が成立すると述べられたが、ここでは「三聚淨戒羯磨」と言い換えられて表現されている。この記述からは、覺盛の意識に近いものを感じさせられる。即ち、擬然の『通受比丘懺悔兩寺不同記』に次のようにある。

予（擬然）之和上円照大德、問招提寺覺盛和上云、梵網經中通受比丘於律儀戒有名惡作罪耶。和上答云、說十重已云如是十戒應當學敬心奉持「已上」。應當學者是吉羅名、此云惡作。⁽¹⁰⁾

「應當學」を「突吉羅」の証拠として挙げるのは管見の限りでは覺盛の特徴と考えられるので、『南山宗旨要抄』における「難云」は覺盛の意識を反映したものであるという可能性が考えられる。南都側から俊苒への問答は戒如等を通じて積極的に

行われていたことが知られるので、覚盛からの難問の可能性がある。但し、覚盛の犯罪は全て悪作であり、他者の見解との相違がいつ頃から意識されたのか検討を要し、確証が得られない。しかし、本書が俊仍の親撰でないと考える積極的根拠はここにも見いだせない。よって、一応本書を親撰として扱う。なお、本間における俊仍の答えは次の様なものである。

但大小持犯不同也云至者、輕重戒共名应当學事、撰善撰生時事也。律藏戒時、篇聚輕重、可有之也。例如声聞戒止持戒、雖有六聚七聚、菩薩戒門等吉羅。菩薩戒比丘、撰善撰生戒違反云時、可用大乘懺悔。犯律儀戒時、制教懺悔為本、化制皆可修也。⁽¹¹⁾

これは実は、南都における西大寺叡尊の理解に等しい。

二 『菩薩戒義疏鈔』に見られる理解

『菩薩戒義疏鈔』の作者である円琳は、二十五歳の時、渡宋上人即ち俊仍に会ったという。時に建保二年（一二二四年）三月の事であった。識語は次のように記している。

又た二五歳に至りて「建保二年三月日」渡宋上人に値い奉り「我禪房俊仍」天台宗大綱要義を談じ、兼ねて大小戒律を読むの中、亦た此の疏を学び菩薩戒を受け、而して夢中に於いて戒儀を感じ得せり。文言、經疏の意と符合す。「其の左別に在り」両師の所承、前後補接し、次に依りて編集し、綱を取り、鈔記し、而して經論及び諸師の説を引いて且つは聞くところを補い、且つは同意を示

す。……嘉禎三年「酉丁」正月日。更に添削を加う。前草本を以て之を用いるべからず。⁽¹²⁾

俊仍の帰朝が建暦元年（一二二一）であるから円琳は帰朝後三年の俊仍に会っている。嘉禎三年は俊仍が亡くなってから十一年目になる。円琳が俊仍に直接聞法していることは貴重であり、しかも本書は証真と俊仍の説を中心に据えて編集されたと言うので、編纂の手が加わっているにしろ、俊仍の思想を理解する上で重要な資料であることがわかる。『菩薩戒義疏卷上鈔』下の次の箇所は注目されるので、いささか長文の引用になるが掲げる。

師云、若小乘律、衆七戒五、故隨受者、戒亦不同。謂、優婆塞及優婆夷、共持五戒及八齋戒、沙弥沙弥尼、同持十戒、式叉摩那、持六法戒、学尼具戒、比丘持二百五十戒、比丘尼持五百戒也。若菩薩戒、七衆通、受三聚淨戒。十重禁等、無別受也。但今云方法不同者、於通受法、而有梵網、地持、瓔珞等不同也。又占察經意、若無戒緣故、不能受比丘戒者、用懺悔法、即見好相、應得比丘具足戒也。雖如菩薩自誓授戒、而非菩薩三聚戒也。又涅槃白四、未見必是別教漸行也。又菩薩沙弥、受十善戒、雖在山家沙弥戒儀、而於經論無的拠也。⁽¹³⁾

俊仍の理解は、伝統的な戒律理解に他ならない。通受という語は、七衆に通じて三聚淨戒を受戒するという意味で使用されている。また『占察經』に基づく三聚淨戒の受戒は、あく

までも戒の縁が無いという特殊な状況における比丘の具足戒を受戒するための方法として位置づけられている。「菩薩の自誓受戒の如きと雖も菩薩の三聚戒には非ざる也」と明確に述べられるのは、『占察經』の自誓受戒は比丘の為のものとしてのみ捉えられており、菩薩の意識は除外されていることの反映であろう。これは、泉涌寺においては「通受」の語は用いず「自誓」を用いると『徹底章』が述べることに符合する。即ち、俊苒が考える三聚浄戒は七聚によって通じて受けられるという意味で「通受」なのであって、『占察經』に説かれる三聚浄戒による受法は、戒縁の無い特殊な場合の、比丘の具足戒の自誓のための受法にとどまっていたのである。

おわりに

泉涌寺の「自誓」もまた南都側の「通受」も、確かに三聚浄戒を介在させる具足戒の受法として把握されるが、泉涌寺の「自誓」は、三師七証がそろわない、戒縁が無いという特殊な場合にのみ成立し、しかもそこに菩薩の意識を持ち込まない点に、また南都側の「通受」（即ち「三聚羯磨通受」）は、菩薩の意識を持ち込み、それを具足戒の受戒方軌として一般化できる可能性をもっていた点に注意すべきである。また小戒と菩薩戒、化制二教の懺悔の相違を意識している点から推しても、彼は増受を支持していたと考える。

1 石田充之編『鎌倉仏教成立の研究―俊苒律師』（法藏館・昭和四七年）（以下「俊苒」と略記）の末尾に復刻。安藤俊雄「俊苒律師と趙宋天台―俊 撰・三千備検を中心として」（『俊苒所収』）などを参照。

2 『律宗問答』（統藏經二十一・四・二四九上）

3 『俊苒』三八五頁下。

4 『俊苒』三八五頁下。

5 『俊苒』三八六頁上。

6 『俊苒』三八六頁下。

7 『俊苒』三八九頁上。

8 『俊苒』三八九頁下。

9 『俊苒』三八九頁下。

10 大正七四、六一中六一〇。

11 『俊苒』三九〇頁上。

12 『菩薩戒義疏卷下鈔』（『浄土宗全書 統十一 菩薩戒義疏鈔外』以下『浄土全』統十一と略記）一四八頁上以下。

13 『浄土全』統十一、六八頁下、六九頁上。

〈キーワード〉 俊苒、円琳、南山宗旨要抄、菩薩戒義疏鈔、通受

（東方研究会専任研究員）